

京極町公共工事の前金払等に関する取扱要領

令和 5 年 3 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令第 163 条第 8 号(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)及び京極町財務規則第 62 条(平成 6 年京極町規則第 1 号。以下「規則」という。)の規定に基づき、公共工事の前金払について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号。以下「保証事業法」という。)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (2) 前金払 施行令附則第 7 条及び地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「施行規則」という。)附則第 3 条第 1 項の規定により支払う前金払をいう。
- (3) 中間前金払 施行令附則第 7 条第 1 項及び施行規則第 3 条第 3 項の規定により、既にした前金払に追加して支払う前金払をいう。
- (4) 前金払等 前金払及び中間前金払をいう。
- (5) 保証事業会社 保証事業法第 2 条第 4 項に規定する国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。

(前金払等の対象)

第 3 条 前金払の対象は、公共工事の土木・建築等に関する請負金額 500 万円以上の工事および委託業務とする。

2 中間前金払は、前金払を行った土木・建築等に関する工事を対象とする。

(前金払等の割合)

第 4 条 前金払の割合は、土木・建築等に関する工事にあつては請負金額の 10 分の 4 以内、委託業務にあつては委託金額の 10 分の 3 以内とする。

2 中間前金払の割合は、請負金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、支出済みの前払金の合計額が請負金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

(中間前金払の支払要件)

第 5 条 中間前金払は、当該工事について既に前払金を支出している場合において、次に掲げる要件を全て満たしているときに行うことができるものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている工事が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上に相当するものであること。
- (4) 規則第 139 条に規定する部分払による支払を受けていないこと。

(中間前金払の認定)

第 6 条 受注者が中間前金払を受けようとするときは、あらかじめ町長の認定を受けなければ

ばならない。この場合において、受注者は中間前金払認定請求書(別記第 1 号様式)により、町長に請求しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、前条の各号に掲げる要件を備えていることを調査し、具備していると認めるときは、中間前金払認定調書(別記第 2 号様式)により、受注者に通知しなければならない。

(前金払等の請求手続き)

第 7 条 受注者は、前金払等を請求するときは、保証事業会社の発行した公共工事前払金保証証書及び前払金使途内訳明細書(以下「保証証書等」という。)を町長に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項の提出後、保証内容に変更があったときは、変更後の保証証書等を町長に寄託しなければならない。

(前払金の支払時期)

第 8 条 前払金の支払時期は、適法な請求を受けた日から 14 日以内とする。

(前払金の変更)

第 9 条 町長は、請負金額が著しく増額になった場合において、当該増額後の請負金額について第 4 条の規定により算出して得た額から支払済みの前払金の額を差引いた額の範囲内で前払金を支払することができる。

- 2 請負金額が著しく減額になった場合において、支払済みの前払金が当該減額後の請負金額 10 分の 5(中間前金払をしているときは、10 分の 6)を超えるときは、町長の指定する日までにその超過額を返還させることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、その超過額が前払金の支払済みとの割合において相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況から見て著しく不適当と認められる場合は、町長は超過額の全部又は一部を返還させないことができる。

(前払金の使途制限)

第 10 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に使用してはならない。

(前払金の返還)

第 11 条 町長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を指定する期日までに返還させる。

- (1) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- (2) 受注者と本町との間の当該契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を前条に規定する経費以外に使用したとき。

- 2 町長は、第 9 条第 2 項又は前項の規定により前払金を返還すべき者が指定された期日までに返還しないときは、指定した期日の翌日から返還の日までの日数に応じて当該契約書に規定する割合で算出して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

(その他)

第 12 条 この要領の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降から発注する公共工事について適用する。

(別記様式第 1 号)

中間前金払認定請求書

年 月 日

京極町長 様

受注者 住 所
称号又は名称
代表者職氏名 印

下記工事について、契約書第 3 5 条第 4 項に基づき、中間前金払の認定を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契約年月日
- 4 請負金額 円
- 5 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

(注) 工事の進捗率を示す資料 (工事旬報、工事工程表等) を添付すること。

(別記様式第2号)

年 月 日

(受注者)

様

京極町長

印

中間前金払認定調書

年 月 日付けで請求のありました中間前金払認定請求に基づき、下記工事の進捗状況を審査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していると認定します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約年月日

4 請負金額

円

5 工 期

年 月 日から

年 月 日まで